

広島県教育旅行現地視察研修支援事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人広島県観光連盟（以下、「連盟」という。）が、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第1条で定める学校（以下「学校」という。）で、広島県内での宿泊を伴う教育旅行を計画している広島県外の学校、学校教職員又はPTA等教育旅行誘致に寄与している組織（以下「学校関係者」という。）に対して、広島県への教育旅行を新たなルートとして調査を行うための視察（以下「視察」という。）の経費の一部を予算の範囲内で助成することで、広島県内への教育旅行の誘致を促進することを目的とする。

(助成金交付の要件)

第2条 助成金の交付対象は、次のとおりとする。

- (1) 広島県内への教育旅行を実施したことが無い、もしくは、広島県内への教育旅行を過去3年間実施しておらず、広島県内への教育旅行を計画している学校であること。
- (2) 広島県内への行程には、広島修学旅行ガイドブックに掲載している体験学習プログラムを2カ所以上組み込むこと。
- (3) 行程内で宿泊を伴う場合には、広島県内で宿泊すること。
- (4) 体験学習プログラムについて、帰省後、評価シートを提出すること。
- (5) 視察が広島県を含む複数の都道府県にわたる場合、補助の交付対象は、広島県に係る部分を原則とする。
- (6) 公用車を利用する場合は、補助の対象としない。ただし、自家用車又はレンタカーを使用する場合は、この限りではない。
- (7) 助成金の交付対象となる者は原則として、法で定める都道府県に存する学校関係者とする。ただし、対象者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していると認められる場合は、補助の対象としない。

(助成金額)

第3条 視察に要する交通費及び宿泊費等相当額の一部として、1人当たり3万円を上限とし、助成金を交付する。

2 同一学校関係者の助成金は、視察1回につき2人までとする。

(交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 助成金交付申請書（別記様式第1号）
- (2) 体験学習プログラム行程表
- (3) 広島県への教育旅行現地視察に係る収支予算書（別記様式第2号）
- (4) 広島県への教育旅行を予定している事を証明する教育旅行計画書（別記様式第3号）

- 2 前項の申請は、申請前に行われた視察については、補助の対象としない。
- 3 代表者名の記載や組織等の押印が必要な申請書類は原本提出をもって有効とし、ファクシミリ等で送信された書類は受け付けないものとする。

(交付決定)

第5条 前項の申請があった場合、連盟はその内容を審査し、適当と認める場合に助成金交付決定通知書（別記様式第4号）を申請者に通知する。

(実績報告)

第6条 申請者は、視察が完了した日から起算し、30日以内又は視察完了日以降の最初の3月31日のどちらか早い日までに、次の各号に掲げる書類を添えて報告しなければならない。

- (1) 実績報告書（別記様式第5号）
- (2) 事業実施報告書（別記様式第6号）
- (3) 収支決算書（別記様式第7号）
- (4) 体験学習プログラムの最終行程表
- (5) 視察にかかった経費の領収書の写し
- (6) 評価シート（別記様式第8号）
- (7) 体験プログラムを証明することがわかる写真

(額の確定通知)

第7条 申請者から前条の実績報告書の提出があった場合、連盟は検査を行い、適当と認める場合は、助成金の額を確定し、額の確定通知書（別記様式第9号）を申請者に通知しなければならない。

- 2 前項の場合において、連盟は、必要があると認めるときには、補助事業の完了前においても助成金を交付することができる。

(交付決定の取消)

第8条 連盟は、申請者が偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき、又は、助成金の交付決定の内容及びこれに附した条件に違反したときには、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき助成金等の額の確定があった場合についても適用があるものとする。

(助成金の請求)

第9条 申請者は、第7条の規定により通知があった場合は、助成金請求書（別記様式第10号）を会長に提出する。

(状況の報告)

第10条 連盟は、第5条の決定を受けた者に対し、必要があると認める場合、補助事業の遂行の状況を報告させることができる。

- 2 前項の報告の結果、補助の要件を満たしていない、又は実施が困難であると認める場合、第5条の決定を取り消すこととする。

(関係書類の整備)

第11条 申請者は、助成金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠種類を整備し、事業完了年度の翌年から5年間保管することとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めのない事項については、連盟が別に定めることとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

